

基金情報

No. 110

平成23年3月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ http://www.glskkn.com

平成22年度・主要事業概況

事項	2月末数	対前月増減数	事項	2月末数(累計)
事業所数(件)	232	0	年金掛金	調定額(円) 1,596,360,526
加入員数(人)	男子 4,763	6		収納額(円) 1,582,144,990
	女子 2,140	5		収納率 99.11%
	計 6,903	11	事務費掛金調定額(円) 64,001,556	
平均標準給与月額(円)	男子 335,495	-207	資産運用	信託資産額(時価) 256億2,412万円
	女子 226,964	-756		修正総合利回り 0.53%
	計 301,849	-402		ベンチマーク差 1.10%
受給者数(人)	6,261	8	慶弔金の支給件数・金額	86件135万円
平均年金額(円)	509,604	402	年金相談件数	763件

このたびの東北地方太平洋沖地震により被害を受けられました皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

年金関係

～働きながら年金を受給されている60歳以上の方～
在職年金の年金支給停止額が変更になります(平成23年4月から)

当基金の在職年金は、国の老齢厚生年金(報酬比例部分)の一部を代行しているため、年金額・給与・賞与の額に基づき、厚生年金の在職年金の仕組みにより停止すべき額を算出し、国が先に支給停止を行い、国の停止額の計算結果が年金額(国)を超えた場合、超えた分は基金の年金を停止(0%～100%)することとなっております。それにより、平成23年4月に物価スライドによる国の年金額変更、国の在職老齢年金制度における支給停止額の計算方法が改正されたことに伴いまして、当基金の在職年金の支給停止額も変更となります。

■ 変更後の年金支払(当基金分)について ■

平成23年4月分からの変更となりますので随時変更処理を行っていき、6月支払分より変更後の支給額にて支払を行っていく予定ですが、当基金では国からの支給停止額の情報提供を受けており、その情報を基に処理するため情報提供時期によっては6月支払に間に合わないこともございますので、ご了承ください。変更処理が完了しましたら、該当される各年金受給権者へご通知いたします。

■ 国の在職年金の計算方法 ■

在職年金の停止額を計算するために基準となる額は、総報酬月額相当額(※注1)と基本月額(※注2)です。今回の改正により、総報酬月額相当額が47万円から46万円に変更となりました。

※注1 総報酬月額相当額：給与月額と、その月以前1年間の賞与額の総額を12で割って得た額との合計

※注2 基本月額：国の老齢厚生年金額(基金の代行相当額含む)の12分の1

【60歳台前半(60歳～64歳)の在職老齢厚生年金】(二重下線部分が変更となった部分)

- (1) 総報酬月額相当額と基本月額の合計額が28万円以下の場合・・・支給停止=0(全額支給)
- (2) 総報酬月額相当額と基本月額の合計額が28万円を超える場合は、次の場合に応じ停止額を算出

- ◆ 基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が46万円以下のとき

$$\text{停止額} = (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \times 1 / 2 \times 12$$

- ◆ 基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が46万円を超えるとき

$$\text{停止額} = \{(\text{46万円} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \times 1 / 2 + (\text{総報酬月額相当額} - \text{46万円})\} \times 12$$

- ◆ 基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が46万円以下のとき

$$\text{停止額} = \text{総報酬月額相当額} \times 1 / 2 \times 12$$

- ◆ 基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が46万円を超えるとき

$$\text{停止額} = \{\text{46万円} \times 1 / 2 + (\text{総報酬月額相当額} - \text{46万円})\} \times 12$$

【60歳台後半(65歳～)の在職老齢厚生年金】(二重下線部分が変更となった部分)

- (1) 総報酬月額相当額と基本月額の合計額が46万円以下の場合・・・支給停止=0(全額支給)
- (2) 総報酬月額相当額と基本月額の合計額が46万円を超える場合

$$\text{停止額} = (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - \text{46万円}) \times 1 / 2 \times 12$$

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金（加入期間5年以上の加入員が死亡したとき）
- ◇ 結婚祝金（加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき）

【給付金額】

- ◇ 弔慰金（遺族へ支給）
 - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金（加入員本人へ支給）
 - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求（請求書は当基金のホームページからダウンロードできます）

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します

*** 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください**

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

＜口座振替銀行＞
みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

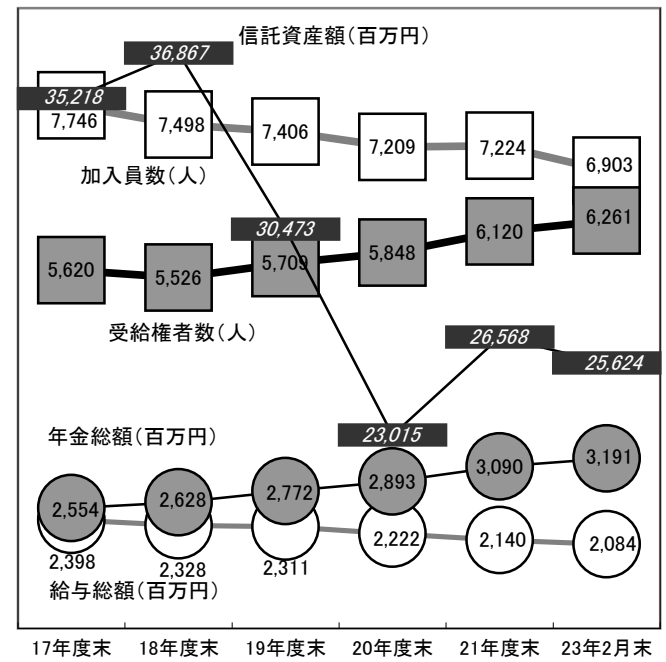
このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

*** 3月分の掛金納入期限は、平成23年5月2日となりますので、ご協力お願いいたします。**

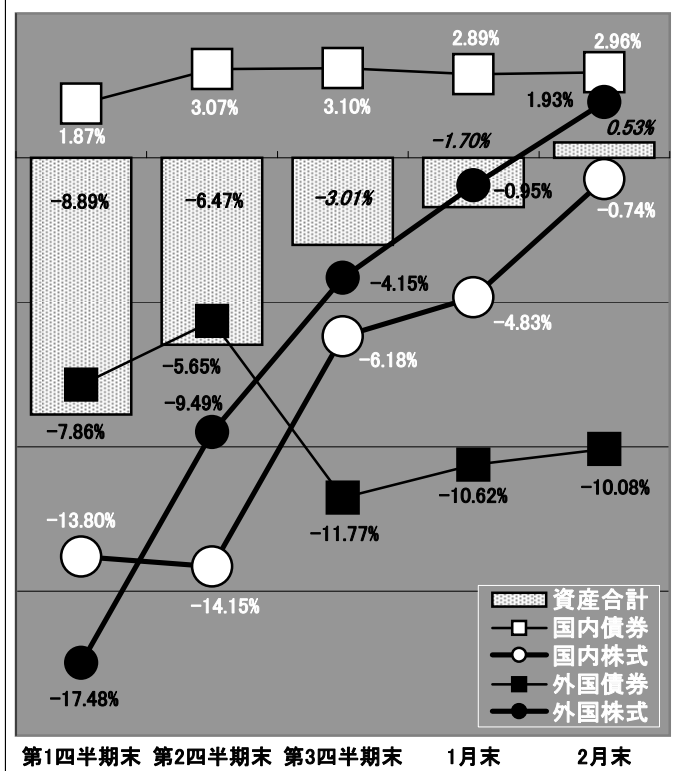
4月の予定

- 10日 政府負担金交付申請(厚生労働大臣宛)
 - 15日 告知書(3月分)発送
 - 15日 算定基礎届出書類についての文書発送
 - 21日 年金資産運用委員会(ガラス会館)
- ※4月分の適用関係書類の切は5月6日です。**

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成22年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮お願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>

設立事業所の異動(規約変更関係等)・2月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日